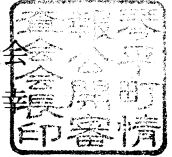


元琴情答申第2号  
令和元年12月19日

琴平町長 片岡 英樹 様

琴平町情報公開審査会  
会長 宮本 和幸



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問事項

実施機関 町長

諮問日 令和元年10月25日（元琴観発第100号）

事件名 令和元年9月12日付元琴観発第80号による行政文書非公開決定処分に関する件

### 第1 審査会の結論

実施機関が、令和元年9月12日付けで行った一切の行政文書を開示しないとした判断は妥当ではなく、四国こんぴら歌舞伎大芝居公演事業に関係する法人に関する情報のうち、公にすることにより明らかに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除いた部分については公開する措置をとるべきである。公開する範囲については、当該法人と再度協議を行ったうえで、決定をするべきである。

### 第2 事案の概要

#### 1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和元年8月13日付けで、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

「四国こんぴら歌舞伎大芝居における、これまでの全ての公演の事業会計の全部公開。更に、歌舞伎事業の会計が観光事業費又はその他の費目において計上されている、一般会計における費目の全て。尚、公開された資料につき不可思議や疑問が発生した場合は、明細から領収書に至るまでの全ての資料の全部公開。」

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和元年9月12日付けで保有する文書の全部を非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年9月17日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容等

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分で非公開とされた本件対象文書の全ての公開及び本件処分の明確な理由提示を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 公共の会計に係る公開請求は拒否できない。
- (2) 非公開の理由とされている当該法人との契約は、町と民間企業との間で結ばれた任意のものであり、自治体が定める条例の上位に位置することはない。
- (3) 実際に入札は行われておらず、その金額は社会通念上の随意契約の上限を遥かに上回るものであり、現在の契約の状況こそが正に不正、不当競争である。
- (4) 四国こんびら歌舞伎大芝居を公共事業と認めただうえで、その情報の公開を否定することは、完全な齟齬でしかなく、公共事業の契約内容を公開していない事例は、本件を置いて外にない。
- (5) 当該法人との訴訟や将来の公演の困難など、未確定な要素は非公開の理由とならない。
- (6) 当該法人への配慮を理由として非公開とした事実は、明らかに第三者を上位に置き、住民を下位に退けた差別（憲法違反）である。

## 第4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

四国こんびら歌舞伎大芝居における、これまでの全ての公演の事業会計については、公演事業に関係する法人に関する情報であり、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人の経営方針や営業上の秘密が一般に把握され、当該法人の信用や評価に不当な影響を及ぼすほか、競合他社等に容易に模倣されうるため、非公開情報（情報公開条例第7条第3号ア）に該当する。

また、四国こんびら歌舞伎大芝居という町の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、情報を公にすることは、当該法人との契約に反し、その営業上の情報を第三者に開示することに外ならず、その結果、当該法人との信頼関係の悪化は避けられ

ず、当該法人が非協力的な立場をとることで、損害賠償へ発展するおそれ、ひいては今後一切の公演が実施困難となること、あるいは公演の継続にあたり町にとって不利な契約を結ばざるを得ない状況に追い込まれる等のおそれがあり、その損害は計り知れないものであるため、非公開情報（同条例第7条第6号イ）に該当する。

よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 争点

審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件対象文書が情報公開条例上の非公開情報（情報公開条例第7条第3号ア及び同条第6号イ）に該当し一切の文書を非公開とした判断が妥当かということが争点となる。

### 2 本件対象文書の非公開情報の該当性について

#### (ア) 情報公開制度について

情報公開条例は、行政文書の公開を請求する町民の権利を明記しており（同条例第1条）、条例の解釈運用に当たって実施機関に行政文書の公開を請求する町民の権利を十分尊重する責務を明確にしている（同条例第3条）。

他方で、個人及び第三者等の権利利益の保護並びに公益との調和を図るため、例外として非公開とすることができる情報を規定している（同条例第7条）。

そこで、行政文書の公開請求を受けた場合の判断にあたっては、町の保有する行政文書は可能な限り公開することを原則として、例外的に非公開情報の規定の趣旨を踏まえて、その保護法益についても適正な配慮を加える必要がある。

#### (イ) 本件対象文書

実施機関の作成した弁明書及び当審査会での経過説明のみでは、本件対象文書にいかなる文書が含まれるのかは明らかではないが、少なくとも実施機関が当審査会に提示した「四国こんぴら歌舞伎大芝居決算書」は本件対象文書に含まれる。

#### (ウ) 情報公開条例第7条第3号アの該当性について

実施機関は、一切の文書を非公開とした理由の一つとして、当該法人と締結した契約書内の守秘義務条項を挙げる。しかし、当該守秘義務条項のみをもって情報公開条例の適用が除外される理由はない。2(ア)のとおり、当該法人の利益は、非公開情報の規定の趣旨を踏まえた適正な配慮を加えることで保護される。

非公開情報のうち、法人等に関する情報であって「公にすることにより明らかに当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものであり、「おそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の法律上の利益の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

本件において、実施機関は当該法人である松竹株式会社と協議の上、一切の文

書を非公開とした。しかし、本件対象文書の中には、入場券売上料等の収入に関する情報や当該法人に支払った公演委託料以外の支出に関する情報といった、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益と直接関係の無い情報も含まれている。

よって、これらの情報に関して、情報公開条例第7条第3号アの該当性を個別具体的に検討することなく一切を非公開とした本件処分は妥当ではない。

(エ) 情報公開条例第7条第6号イの該当性について

町の機関に関する情報であって、公にすることにより「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を判断するにあたっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では不十分である。

本件において、実施機関は、本件対象文書が公開されると町と松竹との信頼関係が崩れ、今後の公演に悪影響が及ぶと主張する。しかし、具体的・実質的にいかなる悪影響が生じるか、また、当該悪影響が生じる可能性についての特段の説明はなされていない。

よって、本件処分の理由のうち情報公開条例第7条第6号イを理由とした点は妥当ではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書においてその他縷々主張するが、いずれも情報公開に直接関係せず当審査会で審議すべき事項ではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和元年10月25日 諮問（元琴観発第100号）の受理
- (2) 同年11月27日 審議

以上